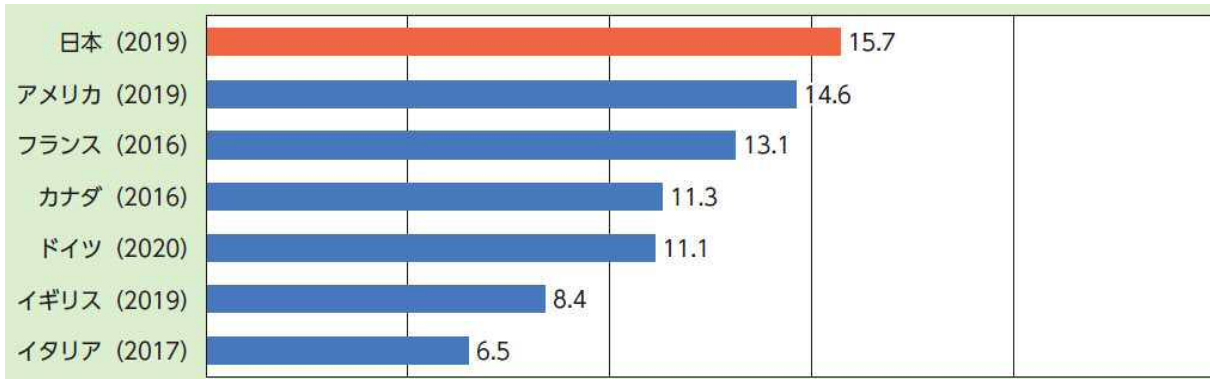


第1章 計画の概要

1 計画策定の主旨

先進国の自殺死亡率

図表 1



出典：令和4年度版「自殺対策白書」

平成18年に「自殺対策基本法」が制定されて以降、自殺は「個人の問題」ではなく「社会全体の問題」であることが認識され、総合的に自殺対策が推進されたことにより、わが国の自殺者数は3万人台から2万人台へと減少しました。

しかし、上の図のとおり、わが国の自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあります（図表1）。また、令和2年に流行した新型コロナウイルス感染症拡大等、国内外の情勢の変化により、健康や子育ての面の問題だけでなく、労働、教育、経済など、生きることを阻害する要因となりうる様々な問題が浮き彫りになりました。

国は「自殺総合対策大綱」の見直しを行い、令和4年10月に閣議決定しました。同大綱では、【誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す】という基本理念の下、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通して、社会全体の自殺リスクを低下させることを目的としています。この目的を達成するための具体策として、地域レベルの実践的な取り組みへの支援の強化、自殺対策に関わる人材の確保・養成・資質の向上を図る取組や、心の健康を支援する環境の整備等、13の重点施策を掲げています。

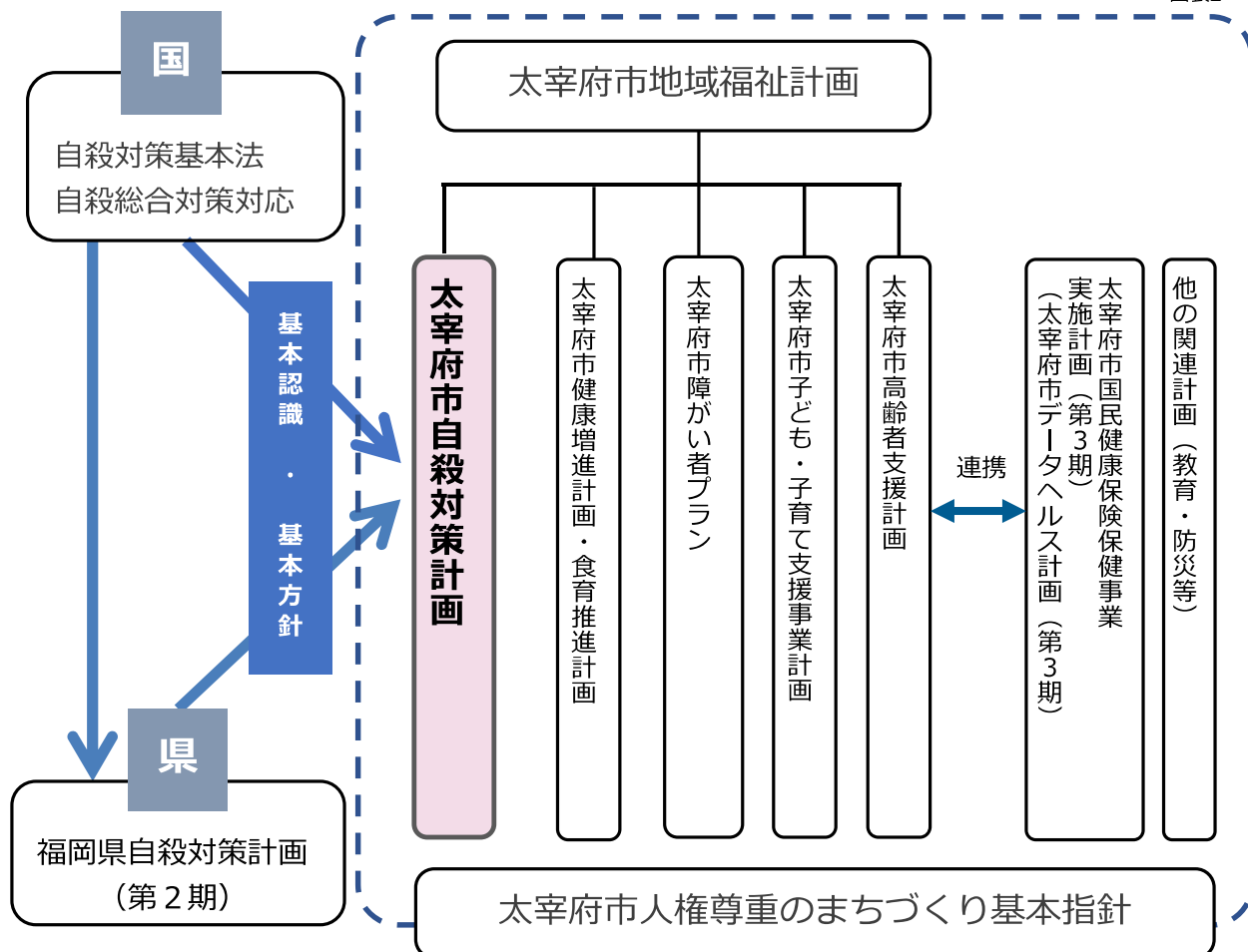
本市では、平成31年に5年間の計画として「太宰府市自殺対策計画」を策定し、「5つの基本施策」と「3つの重点施策」を中心に相談窓口やリーフレット掲載等の普及啓発事業やゲートキーパー養成講座による人材の育成などを市全体で取り組んできました。その結果、平成25年以降、自殺者数は減少傾向にありましたが、令和3年以降は再び増加へ転じています。

このような中、これまでの取り組みを基本に、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により顕在化した社会的・心理的課題を解決するため「人」と対策をつなぐ取り組みを推進するため「いきるサポートプラン～第2期太宰府市自殺対策計画～」（以下、「本計画」という）を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 法制度や他計画との関連性

図表2



本計画は自殺対策基本法第13条第2項に基づき、同法および「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、策定するものです。

第1期自殺対策計画に基づいた対策の結果や、新たな課題に対応した取り組みを推進するため、「太宰府市地域福祉計画」を上位計画とし、各分野の福祉計画及び「太宰府市人権尊重のまちづくり基本指針」と共有しながら、整合性と連携を確保して策定します。

また、「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（通称まちづくりビジョン）の基本目標のひとつである「太宰府型全世代居場所と出番構想」において、全世代が居場所と出番を持てる心温まるまちづくりを目指していきます。

(2) SDGsとの関係

「SDGs17の目標」は世界共通の課題を解決し、持続可能な社会の実現を目指すための、世界共通の目標です（図表3）。環境・経済・社会の三側面の統合的取組に重点が置かれ、目標の解決に向けて、中央官庁や地方自治体を含めた幅広い関係機関での連携が重視されています。

本市では、あらゆる施策において SDGs を意識して取り組み、環境・経済・社会的課題の統合的解決を図ることで、新たな価値やにぎわいを創出し続ける都市を目指しています。

本計画においては、SDGsの 17 の目標のうち、「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」の6つの目標を達成する施策の検討や具体的な取り組みを進めていきます。

SDGs 17の目標

図表3



3 計画の期間

図表4

		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
国	健康日本2 1（第三次）		開始					令和17年度まで
県	福岡県医療費適正化計画（第4期）		開始					最終年度
	福岡県健康増進計画（いきいき健康ふくおか21）	最終評価	開始					令和17年度まで
	福岡県保健医療計画	最終評価	開始					最終評価
	福岡県食育・地産地消推進計画	開始						
	福岡県自殺対策計画（第2期）	開始						
市	第3期太宰府市データヘルス計画	最終評価	開始		中間評価			最終評価
	太宰府市特定健康診査等実施計画	最終評価	開始					最終評価
	太宰府市健康増進・食育推進計画	中間評価						最終評価
	第2期太宰府市自殺対策計画	最終評価	開始					最終評価
	太宰府市高齢者支援計画・第9期介護保険事業計画	最終評価	開始		最終評価			

国の自殺対策の指針を示した「自殺総合対策大綱」が概ね5年に一度を目安に改定されていることから、国全体の自殺の実態、社会情勢の変化、自殺対策に関する国の動向等を踏まえ、本計画の実施期間を令和6年度から令和11年度までの6年間とし、他計画との整合性を図ります。ただし、自殺の実態の分析結果や社会情勢の変化等も踏まえ、評価・検証を行いながら適宜内容の見直しを行うこととします。